

## 議題 2 次期文化推進基本計画の策定及び審議会の推進体制について

## (1) 従来の次期文化推進基本計画策定期間

第2次文化推進基本計画(平成 29 年度から令和 3 年度)の最終年度の前年度(令和 2 年度)中に市民アンケートを聴取し、最終年度(令和 3 年度)中に第3次文化推進基本計画(仮称)を策定する必要がある。

## (2) 法改正

平成 29 年度に国の「文化芸術基本法」が改正(資料 4・5 参照)され、「市の計画は、国の文化芸術推進基本計画(平成 30 年度策定)を参酌」することが規定された。

## (3) 国の計画との整合

第 2 次文化推進基本計画は、国の文化芸術基本法の改正に伴う「文化芸術推進基本計画」より先んじて策定されているが、国の計画中にある「六つの戦略」の内容はすでに盛り込まれている(資料 6 参照)。

また、改正法では、「地方の実情に即した」計画にする必要があるが、この内容もすでに盛り込まれている(資料 6 参照)。

## (4) 計画期間の延長

本市が第 3 次文化推進基本計画策定に取り組んだ場合、第 2 次文化推進基本計画の基本目標や重点項目において変更を加えることは難しいと考え、計画の方向性は変更をせず、計画期間の延長を提案する。

なお、事業計画部分は、「新規・拡充検討項目」について審議会にご意見を賜った上で事務局が原案を作成し、市民へのパブリックコメントを実施し、別冊として策定する。

## (5) アンケートの聴取

計画期間を総合計画前期の年数と合わせて4年間延長し(資料 3 参照)、今後は10年サイクルの計画とする。また、今後は文化推進基本計画独自のアンケート調査は行わず、総合計画のアンケートに設問を追加し、アンケート調査を実施していく。

## (6) メリット

## ① 計画を延長することにより

総合計画のアンケートを使用することによって今後のアンケート経費を削減することができる。

また、今回で10年計画としての実績ができるため、次期も10年計画として策定できるため、策定に関する委託費用を削減することができる。

## ② アンケートを総合計画のもので兼ねることにより

総合計画は10年間で4回アンケートを行うことから、これまでよりも実施回数が増え、かつ、最新の状況を把握できる(※デメリットとしてあまり細かな設問は作れないことが挙げられるが、質問を細かくしたとしてもアンケート結果から新たなニーズを分析することは困難)。

(7) 審議会の推進体制における課題

- ① 事業実施をしている各所管課との情報共有が不足している。
- ② 第三者機関としての本審議会の評価が客観的評価として各所管課に十分に活かされていない。

(8) 審議会の推進体制の変更

計画の推進体制については、既存の文化施設の協議会・委員会の構成員の 3 代表(資料 8 参照 生涯学習課, 市民センター, 図書館)を本審議会の構成員とすることで体制を強化する。

(9) 審議会の推進体制を変更するメリット

- ③ 本審議会において  
本審議会においての審議内容が各事業に反映させることができる。  
各所管課における事業評価(審議状況)をダイレクトに聞くことができる。
- ④ 各審議会において  
全体理念を各審議会において共有できる。  
他の事業の審議状況を知ることにより, 所管課同士の連携を促すことができる。